

大阪府観光政策及び計画策定に係る調査検討支援業務 仕様書

1. 業務名

大阪府観光政策及び計画策定に係る調査検討支援業務

2. 業務目的

大阪府では、世界的な創造都市の実現に向け、府市共通の戦略として「大阪都市魅力創造戦略」を策定し、世界の都市間競争に打ち勝つ都市魅力の創造・発信などに取り組んでいる。

現行戦略である「大阪都市魅力創造戦略 2025」は、計画期間が令和 7 年度末で改定時期を迎えることから、令和 6 年度から令和 7 年度にかけては、次期戦略（計画期間：令和 8 年度から令和 12 年度）の策定に関する議論が本格化するところである。

次期戦略は、新型コロナウイルス感染症をはじめとした社会情勢等の環境変化や新たなニーズに対応し、大阪・関西万博の開催効果を活かした新たな大阪の都市魅力の方向性を示す必要がある。

そのため、本業務では今後策定する観光・都市魅力に係る戦略の基本方針の策定や課題設定、観光振興施策の企画立案に必要となるデータの収集を目的とした、多角的な調査を実施する。あわせて、各種データや調査結果の分析、事例研究等を通じ、具体的な根拠を伴う形で課題検証を行うとともに、今後の観光施策や都市魅力創造戦略の方向性・成果指標について整理・検討を行い、新戦略策定に向けた支援業務を委託する。

3. 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月曜日）まで

4. 委託上限額

14,730 千円（消費税及び地方消費税を含む） ※本事業を実施するすべての経費を含む。

5. 委託業務内容及び提案を求める事項

本事業で実施する業務は、次の（１）から（４）とする。なお、業務の実施にあたっては、下記の主な課題に留意して、大阪府と十分に協議・調整を行い実施すること。

【主な課題】

- 観光消費額の拡大（量から質への転換、高付加価値化、ラグジュアリー層の誘致促進、MICE 推進 等）
- 府内周遊の促進（観光資源磨き上げ、周遊観光、コンテンツ連携 等）
- 持続可能な観光地域づくり（環境整備、安全安心、SDGs 達成、地域住民生活との両立 等）
- その他検討項目（リピーターの確保、大阪・関西万博のレガシー、IR の開業 等）

※上記以外に、大阪府が観光振興に取り組む上で、検討すべき項目や指標等があれば、提案すること。

（１）大阪の観光分野における現状分析及び将来予測に関する調査

観光を取り巻く現状や将来予測、潜在ニーズ等について、大阪の特性も踏まえながら総括的に調査分析を行い、可視化すること。

【調査項目例（参考）】

- ・大阪府域における観光客の訪問状況や移動状況、宿泊状況等の観光実態調査
- ・外国人旅行者の潜在ニーズ把握、リピーター獲得等に向けたマーケティング調査
- ・利便性や安全性、環境保全等の観光地域づくりにかかる調査 等

【留意点】

- ・調査分析の進め方や手法及び内容（調査項目、調査方法、対象範囲、サンプル数等）については、統計学的に有意であること。
- ・調査の設計に当たっては、国や関係機関の既存調査と重複しないようにすること。
- ・国や民間のデータを活用した、比較的平易な調査分析手法についてもあわせて提案すること。
（なお、業務実施にかかる費用及び各種データの収集に要する費用は委託費に含む。）
- ・他府県や海外との比較ができるものについては、他府県・海外の調査もあわせて実施すること。
- ・調査、研究、分析を適切に実施するためのスキルや経験を有する人員を配置すること。
- ・調査設計期間、調査時期や分析期間などが効果的かつ実現可能な形で提案すること。
- ・調査項目の設定や調査結果の収集・管理にあたっては、関係法令を遵守すること。
- ・過去に同種同規模の調査を実施した実績がある場合、その概要とともに示すこと。

（提案を求める内容）

- ① 調査分析の進め方や手法及び内容（調査項目、調査方法、対象範囲、サンプル数等）について、独自のノウハウや知見を活かして具体的に提案すること。
- ② 観光や宿泊等に関するデータは、計量学的に正しく、平易でわかりやすいものとする。

（2）大阪の観光分野における課題等の整理・分析

（1）の調査結果及び現行戦略「大阪都市魅力創造戦略 2025」の数値目標や参考指標の達成状況等を踏まえ、大阪の観光振興施策を推進する上での課題等を抽出・整理し、分析を行うこと。

【参考：大阪都市魅力創造戦略 2025 数値目標・参考指標の達成状況】

大阪府市都市魅力戦略推進会議 ※各会議資料内に掲載

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/toshimiryoku/toshimiryokusennryak/index.html>

（提案を求める内容）

- ① 課題等の抽出スキーム・整理・分析方法等について、独自の知見やノウハウを活かして具体的に提案すること。
- ② 上記①の提案にあたって、提案事業者の強み（類似の調査分析業務の実績、企業ネットワーク等）があれば、記載すること。

（3）レポート作成及び次期戦略策定にかかる政策提言

（1）及び（2）の調査結果について、大阪府全域、市町村別、エリア別（地域別、鉄道沿線エリア等）に集計するとともに、実施した調査の内容及びその分析結果等についてレポートとしてまとめること。

また、マーケティングに基づき、根拠となるデータを明確にした上で、次期戦略の基本コンセプトや大阪の観光課題の解決につながる施策、KPI 等についてどのようなものが考えられるか複数提案し、設定の検討に向けた支援を行うこと。その他、調査分析結果を次期戦略に効果的に活かすため、データ・調査結果等の活用に向けた助言・支援を行うこと。

(提案を求める内容)

- ① レポート作成にかかるエリア別集計については、大阪の観光振興施策を推進する上で効果的なエリア分けを提案すること。
- ② 次期戦略の基本コンセプトの設定や課題解決方策等、独自の知見やノウハウを活かして具体的に提案すること。

(4) 事業実施体制等の策定

上記(1)から(3)について、事業委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。詳細については、着手前に大阪府と協議すること。

(提案を求める内容)

- ① 事業の実施体制を提案すること。なお、事業全体を総括する責任者について、既に決定している場合は明記(所属、役職、業績実績等)すること。未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。
- ② 事業全体のスケジュール及び(1)から(3)の業務ごとのスケジュールについて、表形式で提案すること。

6. 事業全体にかかる留意点

- ・受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- ・受託者は、業務の具体的な内容については、大阪府と協議の上で決定すること。
- ・受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- ・受託者は、事業開始時までには業務実施計画書を大阪府に提出すること。
- ・事業実施状況については、大阪府に随時報告すること。

7. 成果物の提出

受託者が大阪府へ提出する成果物は以下のとおりとする。

(1) 中間報告

受託者は、令和6年12月27日(金曜日)を目途に、それまでに実施した調査結果の概要を大阪府に提出すること。(詳細は、別途受託者に指示する。)なお、成果物は、印刷物の外、電子データでも提出すること。

(2) 最終報告

受託者は、事業終了後、事業完了報告書並びに成果物として「レポート」及び「次期戦略策定にかかる政策提言」(業務5(3)参照)とともに、本事業で実施した調査・分析等(印刷物・データ等)一式を、契約期間内までに大阪府に提出すること。(詳細は、別途受託者に指示する。)なお、成果物は、印刷物の外、PDFファイル形式の電子データでも提出すること。なお、当該電子データは、今後大阪府において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

8. 著作権等の取り扱い

- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は大阪府が保有する。

- 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

9. 再委託について

採択された委託事業の一部（調査等）について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、大阪府の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

10. その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。